

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
B家具・アウトレットABCマツモト仙台富谷店  
富谷町ひより台二丁目41番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
合資会社内ヶ崎酒造店 代表社員 内ヶ崎 研  
黒川郡富谷町富谷字町27番地
- 3 市町村の意見の概要  
来客者の車等の騒音については、営業時間の延長に伴い、これまで以上に周辺地域に  
対しての配慮をお願いしたい。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び富谷町役場
- 6 縦覧期間  
平成24年11月28日から平成24年12月28日まで（ただし、閉庁日を除く。）